平成２９年（フ）第３２０４号
大阪市平野区平野東２丁目８番13号
破産者　高波　力由
1　決定年月日　平成30年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７０８号
大阪市住之江区中加賀屋２丁目８番17号、開始決定時の住所大阪市西成区橘２丁目１番８号
破産者　マルシンシューズこと新井こと　ＰＡＲＫ　ＫＵＮ　ＳＡ　朴　　建司
1　決定年月日　平成30年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６３号
大阪市阿倍野区旭町３丁目２番36―2408号
破産者　河盛　正隆
1　決定年月日　平成30年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２４号
秋田県横手市十文字町十五野新田字十五野49番地１
破産者　佐藤　　保
1　決定年月日　平成30年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第３４１号
新潟市北区早通北６丁目１番４号
破産者　伊藤　秀輝
1　決定年月日　平成30年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７５号
愛知県西尾市一色町松木島中切105番地２
破産者　眞野　真里（旧姓岡田・垣内）
1　決定年月日　平成30年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３３３７号
兵庫県西宮市大谷町６番22号
破産者　田所　英知
1　決定年月日　平成30年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３３８号
大阪市西淀川区柏里３丁目７―16　シティコーポ柏里203号室、開始決定時大阪市西淀川区御幣島３丁目14番39―1006号
破産者　田所　　久
1　決定年月日　平成30年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３３９号
京都市東山区高畑町604番地メゾン雅405号室、前住所大阪市住之江区南港中４丁目７番24―1007号
破産者　田所　明敏
1　決定年月日　平成30年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６７号
大阪市此花区酉島４丁目１番18―307号、前住所神戸市西区平野町西戸田213番地
破産者　山口　和人
1　決定年月日　平成30年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２号
和歌山県新宮市新宮2069番地の24
破産者　玉置りえ子
1　決定年月日　平成30年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２９年（フ）第１４６号
宮崎市花山手東２丁目４番地１　フォーレス花山手壱番館102号、開始決定時の住所宮崎市太田３丁目４番27号
破産者　藏富　和彦
1　決定年月日　平成30年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第３９４３号
大阪市中央区法円坂１丁目１番38号
破産者　有限会社パル法円坂
1　破産債権の届出期間　平成30年７月25日まで
2　一般調査期日　平成30年９月６日午後２時
平成30年６月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３３号
石川県金沢市間明町１丁目23　第一緑荘２階８号室、開始決定時の住所福井市片粕町第66号10番地
破産者　新田　俊博
1　破産債権の届出期間　平成30年７月26日まで
2　一般調査期日　平成30年９月25日午前10時25分
平成30年６月26日
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３６号
兵庫県明石市立石２丁目１番34号―７、開始決定時の住所兵庫県明石市鷹匠町８番21号
破産者　田又フルーツこと　正井　文雄
1　破産債権の届出期間　平成30年７月26日まで
2　一般調査期日　平成30年９月11日午前11時30分
平成30年６月26日
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第４６号
宮崎市大字赤江1565番地６
破産者　岡田　恵美
1　破産債権の届出期間　平成30年７月27日まで
2　一般調査期日　平成30年９月11日午前10時45分
平成30年６月26日　　宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４５号
京都府京丹後市久美浜町尉ケ畑1217番地
破産者　井上亜沙美
1　破産債権の届出期間　平成30年７月31日まで
2　一般調査期日　平成30年９月12日午後１時30分
平成30年６月26日　京都地方裁判所宮津支部

平成３０年（フ）第１４９１号
大阪市北区曽根崎１丁目７番12号
破産者　北村　享子
1　破産債権の届出期間　平成30年８月３日まで
2　一般調査期日　平成30年10月１日午後２時
平成30年６月26日
大阪地方裁判所第６民事部